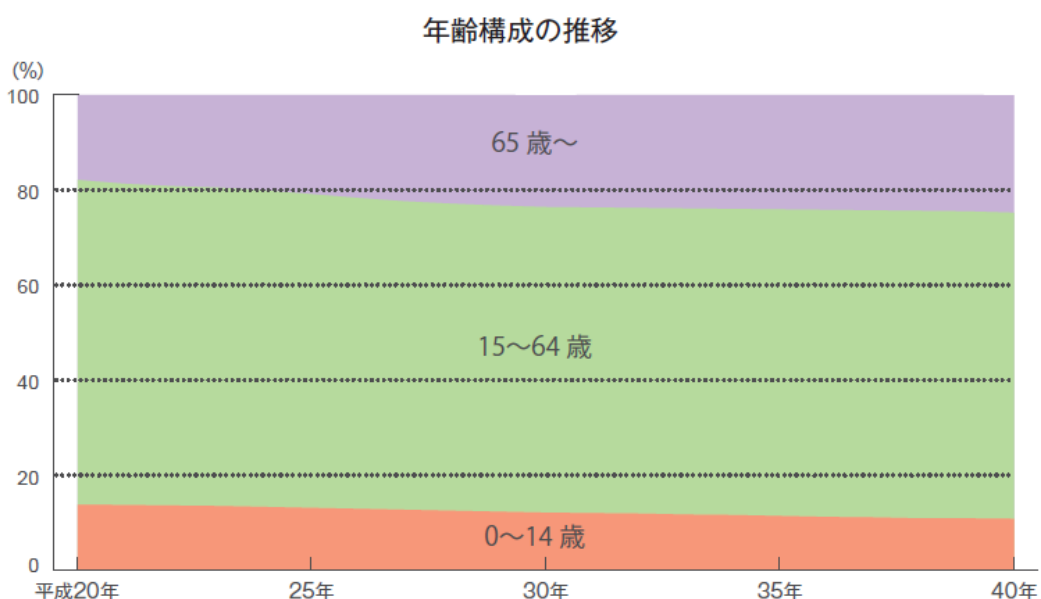
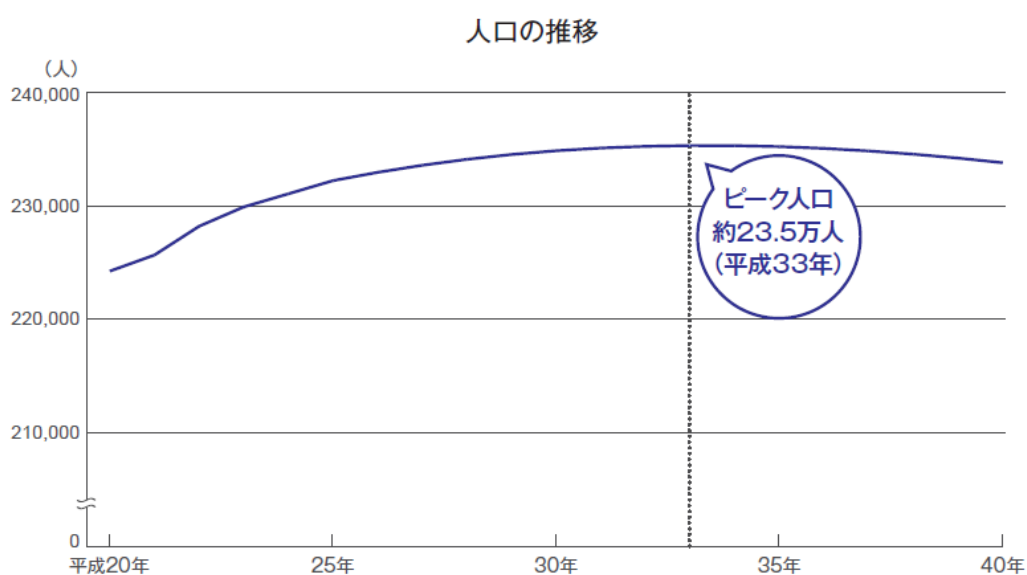


1. 社会背景

大和市は平成25年10月末に、65歳以上の方が人口に占める割合である「高齢化率」が、21%を超える「超高齢社会」に突入しました。今後、大和市の総人口は、緩やかに増加するものの、しばらくは23万人台で推移し、少子高齢化の傾向が続く中、65歳以上の割合が増加していくと予想しています。

また、障がいのある人の総数も増加傾向にあり、日常生活に何らかの不自由を感じる人の割合は確実に、そして急速に増え続けていくことから、今から何らかの手段を講じていく必要があります。



さらに女性や子どもの行動範囲の拡大などによって、これまであまり顧みられなかった妊婦、乳幼児連れの人や子どもの立場からのまちづくりの取り組みが必要とされています。

本市には、外国人市民も多数居住しており、様々な国籍の人たちへの配慮も欠かせません。

これまでは、移動や行動に制約の少ない成人を主な対象として、施設整備等を進めていく傾向が見られましたが、今後は、多様な利用者への対応が求められています。

(参考)多様な利用者の声とその解消例

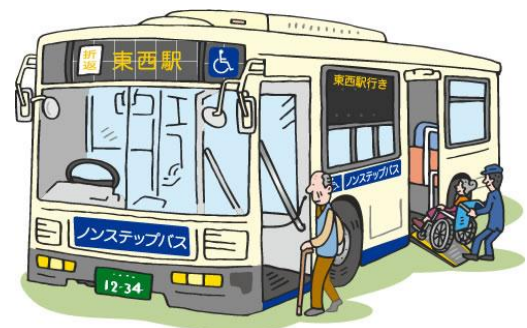
Q:「駅や施設の案内音声がよく <u>聞き取れない</u> 」 (高齢者、聴覚障がい者など)	⇒ A: <u>音量アップ、文字情報との併用など</u>
Q:「外出したいが階段や段差を <u>昇れない</u> 」 (高齢者、車いす使用者など)	⇒ A: <u>エレベーターやエスカレータの整備など</u>
Q:「日本語の案内表示が <u>読めない</u> 」 (様々な国籍の人など)	⇒ A: <u>外国語表記の実施など</u>
Q:「赤ちゃんがいるので講演会等に <u>参加できない</u> 」 (乳幼児連れの人など)	⇒ A: <u>参加者用の保育サービスの実施、 ベビーカーで訪れやすい会場での実施など</u>
Q:「案内表示板が、読めない漢字や分かりにくい 言葉で書いてあり、意味が <u>分からない</u> 」 (子どもなど)	⇒ A: <u>ふりがなや音声情報との併用、 分かりやすい簡単な言葉の使用など</u>

2. 現状と課題

バリアフリーに関する整備は、一般的に各自治体の所管課等が道路・公園・公共施設等において、関連する法律や条例等に規定されている各種の基準に沿って設計し、工事を行うことで、様々なバリアが取り除かれています。しかしながら、実施時期のずれや横断的な連絡調整の機会がない場合もあり、ユニバーサルデザインの視点を持った一体的な面的整備が十分に行われているとはいえない場合があります。

例えば、公共建築物はユニバーサルデザインに配慮された構造となったにも関わらず、そこに至る経路が整備されていない場合、又はその逆の場合などが見受けられます。その他にも、イベントを開催するにあたり、会場設営やアクセスには問題はないものの、音声情報や文字情報、保育サービスなどに十分な配慮がないため、参加が難しいといった場合もあります。

本市に限らず、少子高齢化の進展と、同時に迎える人口減少という局面は、従来どおりの行政運営を大きく転換することを余儀なくされています。



厳しい財政状況にあっても、市民サービスを低下させることや、まちの中で不便を感じている障がい者や高齢者、外国人、子ども等への配慮を欠くことは避けなければなりません。だれもが安心して暮らし、快適に移動できるよう、限られた財源等を有効に活用し、まちの魅力を失うことがないよう、ユニバーサルデザインの視点を持って行政運営を進めることが求められています。

3. 本市の取組み

平成18年度 「バリアフリー新法」の施行を受け、「大和市高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律(ハートビル法)施行細則」の改正が必要となり、この施行細則を所管する建築指導課による関係課会議が平成18年12月27日に開催されました。この中で、バリアフリー化に向けて、関係課の情報交換の必要性についての意見が出され、連絡会の設置に向けたワーキンググループによる検討がスタートしました。

平成19年度 「大和市ユニバーサルデザイン推進会議」が設置され(事務局:都市総務課・福祉総務課)、「大和市ユニバーサルデザイン指針」が策定されました。

平成20年度 「基本方針」及び「基本理念」が策定されました。

平成23年度 「ユニバーサルデザインのすすめ」(冊子)を発行しました。

平成23・24年度 神奈川県「カラーバリアフリーで創る街づくりモデル事業」として「鶴間駅周辺地区」がモデル地区に選定され、「カラーバリアフリーで創る街づくり検討会」で県と連携し、「カラーバリアフリー化計画を作成するとともに、計画に基づいて整備を行いました。

大和市ユニバーサルデザイン推進会議が平成19年度に設置されて以来、各所管課との連携、先進施設の視察や各種の疑似体験等の情報提供により、職員の意識は徐々に変化しつつあります。

具体的には、本庁舎や保健福祉センター、官民複合ビル「IKOZA」の案内サイン表示の検討・改善や、一部公共施設にユニバーサルデザインの自動販売機を設置するなど、ユニバーサルデザインが広がりつつあります。しかし、十分なものとは言えず、今後、より一層の推進が課題となっています。

(参考)これまでの国の動き

平成17年度: 国土交通省が「ユニバーサルデザイン政策大綱」を策定。

平成18年度: 「ユニバーサルデザイン政策大綱」の考え方を踏まえ、「交通バリアフリー法」と「ハートビル法」を統合拡充し、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー新法)」を6月公布、12月施行。

※バリアフリー新法: 高齢者、障がい者、妊婦等の移動・施設利用の利便性や安全性の向上を促進するために、公共施設等のバリアフリー化を推進するとともに、そのためのソフト施策も充実する。